

《補助金関係優遇制度》

～最高20億円の助成金～

企業立地促進助成金 (島根県企業立地促進条例により立地計画の認定を受けた企業)

| 対象業種 | 条例認定要件 | | 助成金支給要件 | | 助成率 | | 助成 限度額 |
|--------------|-------------|--------------|-------------|--------------|----------------|------------|-----------|
| | 投下固定 資本額 | 新規雇用 従業員数 | 投下固定 資本額 | 新規雇用 従業員数 | 新規雇用従業員数 | 助成 割合 A | |
| 製造業 特定製造業 | 3億円以上 | 10人以上 | 3億円以上 | 10人以上 | 10人以上 | 10% | 10億円 |
| | | | | | うち技術者・研究者10人以上 | 15% | |
| | | | | | 10人以上 | 15% | |
| | | | | | うち技術者・研究者10人以上 | 20% | |
| 自然科学研究所 | 1億円以上 | 5人以上 | 1億円以上 | 5人以上 | 5～9人以上 | 15% | 10億円 |
| | | | | | 10人以上 | 20% | |
| ソフト産業 | 3千万円以上 | 10人以上 | 3千万円以上 | 10人以上 | 10人以上 | 15% | 10億円 |
| | | | | | うち技術者・研究者10人以上 | 20% | |

| 立地の区分 | | 助成割合 B |
|-------|--|--------|
| 新設 | 県内に新たな事業所を設置する場合 (土地・建物はリースで、償却資産のみ取得する場合の新規立地を含む。) | 10/10 |
| 増設 | ①事業所用地(公的工業団地)を取得し、建物を新增築(生産施設面積の増)する場合 | 1/2 |
| | ②事業所用地(公的工業団地以外)を取得し、建物を新增築(生産施設面積の増)する場合 | |
| | ③既存敷地内で、建物を新增築(生産施設面積の増)する場合 | |
| | ④償却資産の増のみの場合 | 1/4 |

●投資助成額(限度額7億円) 算定式: 増加固定資本額×助成割合A×助成割合B=助成額

●雇用助成額(限度額3億円) 新規雇用従業員数1人当たり100万円(ソフト産業のうちコールセンター業を除く。)
ただし、ソフト産業において対象とする1年以上の派遣社員・契約社員の増は1人当たり50万円

大田市企業立地奨励金(最高5,000万円の助成)

| 対象業種 | 奨励金支給要件 | | 助成率 | | | 限度額 |
|--|-------------|------------|-------------------------|---------------------|---------------------|-----------------------------|
| | 投下固定 資本額 | 新規 雇用者数 | 投資助成 | 雇用助成 | 通信回線助成 | |
| 製造業 ソフトウェア業 情報処理サービス業 デザイン業 自然科学研究所 その他企業 | 5千万円以上 | 7人以上 | 投下固定 資本額 × 15% | 新規雇用者数 × 20万円 | 通信回線 使用料 ×50% | 5千万円 (投資助成、雇用助成の 合計額) |
| 情報提供サービス業 (コールセンター業を含む) | 3千万円以上 | 10人以上 | | | | |

土地代金支払いの緩和(波根地区工業団地)

最長5年の分割払いもできます。(無利子)

メイド・イン大田創出支援事業

企業等の新製品又は新技術の研究及び開発等を促進し、地域経済の活性化と雇用の創出を図るため、企業等が行う、新製品開発や改良等のものづくり、工業所有権取得、販路開拓等に要する経費の一部を助成する制度です。

ソフト産業家賃補助

| 項目 | 内容 |
|------|---|
| 対象業種 | ①コールセンター業 ②データセンター業 ③デジタルコンテンツ業 ④ソフトウェア業 ⑤情報処理サービス業 ⑥情報提供サービス業 |
| 補助要件 | 補助期間 平成18年度までに新規に県内へ立地した企業に対して5年間補助 |
| | 新規雇用 20人以上 |
| 補助内容 | 補助額 家賃の3分の1以内（但し1万円/月・坪以内） |
| | 限度額 2千万円/年 |

情報通信費補助

| 区分 | 対象企業 | 対象期間 | 補助率 |
|----------------|---|------------------------------------|---|
| 高速通信専用回線利用料金補助 | ・研究開発型企業 ・研究開発を支援する企業等 （ソフト産業、人材育成機関、試験研究機関等） ※対象回線…1Mbps以上 | 平成12～19年度の5年間に制度の利用を開始した企業に対し5年間補助 | 2分の1 （上限5千万円/年）（下限50万円/年） ※但し、県内間はインターネット利用及び共同研究を行う場合に限り対象で、上限1千万円/年 |
| 雇用確保促進特定通信費補助 | 島根県企業立地促進条例により立地計画の認定を受けたコールセンター ・コールセンター事業に直接要する通信費 ・システム使用料 ・新規雇用要件20人以上 | 利用開始したコールセンターに対し5年間の補助 | 2分の1 （上限5,000万円/年） （下限50万円/年） |

新製品・新技術研究開発助成金

企業等の新製品又は新技術の研究及び開発等を促進し、産業の高度化及び新産業の創出を図るため、企業等が行う具体的課題解決のための産学官連携による研究会、市場調査、研究開発、販売戦略構築などに要する経費の一部を助成する制度です。

その他助成金制度（大田市内へ新增設の場合です） ※（ ）は移転の場合

| 区分 | 対象事業、対象要件 | 助成額等 | 限度額 | 事業主体 |
|---------------------|---|--------------------------------|--------------|---------------|
| 電源地域産業再配置促進費補助金 | 工業団地等へ工場等の移転、新增設をした企業が、工場着工後5年以内に整備する環境保全施設、教育文化施設等 | 3～9人：7,500円/㎡（10,000円/㎡） | 1.5億円（2億円） | 中国経済産業局 |
| | | 10～19人：9,000円/㎡（11,500円/㎡） | 1.8億円（2.3億円） | |
| | | 20～29人：10,500円/㎡（13,000円/㎡） | 2.1億円（2.6億円） | |
| | | 30人以上：12,500円/㎡（15,000円/㎡） | 2.5億円（3億円） | |
| 電源過疎地域等企業立地促進事業費補助金 | 雇用保険の一般被保険者が3人以上の新規雇用を伴う工場、機械設備等の新增設 | 3～9人：1,250円/㎡ | 3千万円 | （財）電源地域振興センター |
| | | 10～19人：2,500円/㎡ | 5千万円 | |
| | | 20～29人：3,750円/㎡ | 1億円 | |
| | | 30人以上：5,000円/㎡ | 1.5億円 | |
| 地域雇用開発促進助成金 | 500万円以上の施設設備の整備に伴い常用で新規雇用を行った事業所 | *5人以上の場合は施設設備に要した費用に応じて特別奨励金支給 | 750万円 | 厚生労働省（ハローワーク） |